

沖縄県立芸術大学姉妹校への交換留学生に関する取扱要項

令和4年12月7日

沖芸大要項第11号

(総則)

第1条 沖縄県立芸術大学(以下「本学」という。)における、姉妹校への交換留学生(以下「留学生」という。)の送り出しに関しては、本学と姉妹校の間で締結した芸術・学術交流に関する協定書及び学生交流に関する覚書に基づくほか、この要項の定めによるものとする。

(目的)

第2条 留学生の送り出しは、国際的視野に立った芸術家及び芸術文化学研究者の育成を目的とする。

(対象者)

第3条 留学を希望することができる学生は、本学に在学している優秀な学部学生及び大学院学生とする。

(留学生の数)

第4条 送り出す留学生の数は、原則として1姉妹校につき、2人以内とする。

(留学先)

第5条 留学生を送り出す先の大学は、本学と姉妹校の協定を締結した大学とする。

(覚書等の締結)

第6条 学生交流に必要な事項について、姉妹校との間で、覚書等を締結する。

(選考)

第7条 留学生の送り出しは、学部学生にあつては学部教授会において、大学院学生にあつては大学院研究科委員会において推薦し、学長が決定する。

2 学部教授会または大学院研究科委員会は、学生の推薦にあたって必要な書類を徴することができる。

(期間)

第8条 留学期間は、原則として1年以内とする。

2 前項の規定による留学期間については、修業年限に含めるものとする。

(履修科目)

第9条 留学生は、研究目的に必要な科目を留学先の大学と協議のうえ履修するものとする。

(単位認定)

第10条 前条の規定により履修した科目については、留学先の大学が発行した単位の認定表または研究成果の証明書などの学業記録をもって、学部学生については当該学部教授会の議を経て30単位を超えない範囲で、大学院学生については当該研究科委員会の議を経て10単位を超えない範囲内で単位を認めることができる。

(費用の負担等)

第11条 留学生に係る授業料は徴収する。

2 旅費、滞在費、材料費等については、原則として当該留学生負担とする。

(留学後の報告)

第12条 留学生は、姉妹校への留学を終了した後、作品展示、演奏等の方法をもって、留学報告をしなければならない。

(その他)

第13条 この要項に定めるもののほか、必要な事項については、国際交流委員会において別途協議するものとする。

附 則

この要項は令和4年12月7日から施行し、令和3年4月1日から適用する。